平成２１年（フ）第１５８６号
札幌市東区北39条東１丁目４番１―406号
債務者　上野　　真
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８７号
札幌市東区北39条東１丁目４番１―406号
債務者　上野　泰恵
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９５号
札幌市西区発寒８条７丁目３番６号　コーポエンドレス102号
債務者　佐藤　春記
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９６号
札幌市西区発寒８条７丁目３番６号　コーポエンドレス102号
債務者　佐藤香奈子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９００号
札幌市清田区里塚２条６丁目８番７号
債務者　佐々木貴博
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２５号
札幌市東区北23条東18丁目１番14号　サイレントハイツ元町402号
債務者　佐藤　公浩
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４６号
北海道北広島市東共栄１丁目15番地６
債務者　小林　広美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７０号
北海道江別市元江別819番地の91
債務者　日沼麻由美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００１号
札幌市豊平区平岸４条11丁目11番30号　ナカガキハウスＤ号
債務者　久貴谷　晃
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００５号
北海道北広島市朝日町１丁目４番地８　イーストホープ403号
債務者　松浦いづみ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４号
北海道網走市大曲１丁目４番23―４号
債務者　橘　　由香
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２０年（フ）第８３４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢222番地714
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３７２号
岩手県花巻市松園町１丁目34番１号
債務者　吉岡　賢治
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８２号
岩手県北上市中野町２丁目27番17号
債務者　高橋　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第５５号
岩手県奥州市江刺区藤里字迎井沢74番地１
債務者　菊池　　務
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第５８号
岩手県奥州市江刺区藤里字迎井沢74番地１
債務者　菊池　章子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第７３号
岩手県胆沢郡金ケ崎町六原南長根14番地51
債務者　木崎　俊継
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１４２号
福島県いわき市小名浜大原字六反田７番地の１
債務者　鈴木　義一
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福島地方裁判所いわき支部